答申書

小美玉市水道事業の運営に関する重要事項について

令和3年10月25日

小美玉市水道事業審議会

小美玉市水道事業 小美玉市長 島田 穣一 様

小美玉市水道事業審議会 会 長 白井 福夫

小美玉市水道事業の運営に関する重要事項について(答申)

令和2年11月25日付小美玉水道第194号で諮問のありました,下記の1つの重要事項について,当審議会において慎重に審議した結果,その内容は妥当なものと認め,下記について答申いたします。

記

- 1. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定について
- 2. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定の留意点について (意見)

はじめに

当審議会では、令和2年11月25日付小美玉水道第194号で諮問のあった「小美玉市水道事業 経営健全化計画」の策定にあたり案について、4回にわたり会議を開催し、上水道利用者及び水道事業経営の視点から、慎重に審議した結果、その内容は妥当なものと認め、答申いたします。

記

1. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定について

水道を取り巻く環境は大きく変化し、近年は人口および水需要の減少に伴う収入減の傾向が続くことが予想されています。また、今後懸念される大規模地震等の発生を踏まえた広範囲な災害への対策として、水道事業創設期に建設され経年使用による老朽化した施設および管路等の更新、耐震化を早急に進めていくことが求められています。

これらの更新および耐震化に係る事業には多大な費用が必要となりますが、 今後は水道料金収入の減少が予想され、地方公営企業法に基づく独立採算の原 則(水道事業の対価である料金収入によって維持される)を持続させることは、 厳しいものになることが予測されます。

このような状況のなかで小美玉市水道事業の取り組みとしては、本審議会の意見を踏まえ、令和2年3月に計画期間を2020年度(令和2年度)から2029年度(令和11年度)の10年間として小美玉市水道事業の将来像と実現方針をまとめた小美玉市水道事業水道ビジョン、その将来像と安定した事業の継続を実現するために小美玉市水道事業経営戦略を策定しました。そして、水道ビジョンと経営戦略の施策を着実に実施するため、また、将来に向けた水道事業の健全な運営を確保できる費用として総括原価を算出し、適正な料金水準が具体的に示された小美玉市水道事業経営健全化計画(案)の内容は妥当なものと認められます。

以下に、小美玉市水道事業経営健全化計画策定の基本的なあり方を述べます。

小美玉市水道事業経営健全化計画策定の基本的なあり方

(1) 適正な料金水準の算定について

水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、財政計画から営業費用および支払利息を計上し、水道事業の「健全な運営を確保」できるように、施設の計画的な改修および更新等に必要となる費用(維持管理費)も算出し計上します。

これらの費用を合わせた総括原価を算出し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を設定します。

(2) 水道料金算定期間について

料金算定期間は、日本水道協会の「水道料金算定要領」によると、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性および事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮した場合、概ね3年から5年を基準として、適正な範囲で長期化を図ることが妥当であると考えられています。よって料金算定期間を5年間とし、令和4年度から令和8年度として算出します。

(3) 資産維持費の算定

総括原価は、費用に資産維持費を加えた額であり、資産維持費は、施設の建設、改良、再構築等、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために必要となる費用です。

資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供 を確保できる水準として、資産維持費対象資産の3%を標準とします。

(4) 総括原価の算定

水道事業の「健全な運営を確保」できる費用として総括原価を算出し、適正な料金 水準を把握します。

令和4年度から令和8年度の総括原価は約46億9千万円になり、料金収入は約3 3億5千万円となることから、約13億4千万円の不足になります。(不足額は率に して約40.0%)

水道事業の健全な運営を確保するためには、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を改定する必要があることから、不足額に見合う水道料金にするためには約40%の値上げが求められることになります。

(5) 財政シミュレーションについて

財政的な健全性を確保することを踏まえて、料金改定率40%,30%,25%,20%で 財政シミュレーションを行った結果、事業運営が可能となる改定率で、かつ水道使用 者の大幅な負担増とならない料金改定率20%を妥当とします。

(6) 新水道料金体系(案)について

現料金体系の基本料金,従量料金,メーター使用料金を合わせた体系は維持し,基本料金と従量料金は約20%増加とします。メーター使用料金は,口径別のメーター器費用と設置費用を考慮した金額として見直します。

- ※「現行の水道料金表」を参照。
- ※「新水道料金表(案)【料金改定率20%】」を参照。
- ※「新水道料金表(案) 【料金改定率20%】の増加額および率と計算例」を参照。

(7) 一時使用水道料金について

期間を限って水道を使用するときの一時使用給水料金についても改定し、一般用の 従量料金(41㎡から80㎡まで)と同額とします。

(8)検針と請求について

県内の多くの水道事業体では、水道料金の検針および請求を毎月行っていますが、 小美玉市水道事業では水道料金の検針および請求を隔月としています。このことは、 検針および請求に係るコスト縮減になり、収益的支出を抑制していることになります。 今回の料金改定においても、水道料金の検針および請求は隔月として、コスト縮減 に努めていくものとします。

(9)料金改定時期

小美玉市水道事業の経営状況を踏まえると,令和4年度以降の早い段階に料金改定 をすることが妥当です。

現行の水道料金表

一般用 2か月につき

				水量		水道	首料金(税证	₫)
-	基本料金		2	0 m³まで			3,080 F	円
	V. E. W. A.		2	1 m³∼40 m³	まで		187 F	円
	従量料金 ㎡につき)	4	1 m³∼80 m³	まで		220 F	9
(1	III (C) C	/	80 m を超えるもの				242 F	9
水道メーター	口径	13	20	25	30	40	50	75
使用料金	料金	154 円	286 円	286 円 308 円 440 円		506 円	2,200円	3,080円

学校用 2か月につき

					水量		水道	首料金(税证	<u>.</u>)
י [- 2	基本料金		4	0 m³まで			6, 160 F	9
	,	. 사 티 씨티 V		4	0 ㎡を超える	360		220 F	月
		従量料金 ㎡につき)						
	(1	III(C) C	,						
:	水道メーター	口径	13	20	25	30	40	50	75
	使用料金	料金	154 円	286 円	308 円	440 円	506 円	2,200円	3,080円

新水道料金表(案)【料金改定率20%】

一般用 2か月につき

				水量		水道	首料金(税记	<u>\</u>)
- 2	基本料金		2	0 m³まで			3,685 F	円
	公司小司 公		2	1 m³~40 m³	まで		220 F	円
	送量料金 ㎡につき)	4	1 m³∼80 m³	まで		264 F	円
(1	m(C) C	,	8	0 ㎡を超える	るもの		286 F	円
水道メーター	口径	13	20	25	30	40	50	75
使用料金	料金	198 円	330 円	363 円	550 円	660 円	2,640 円	3,740 円

学校用 2か月につき

				水量		水道	首料金(税)	₫)	
- 2	基本料金			40 ㎡まで			7,392 円		
	:'' 티 IVI 스		4	0 ㎡を超える	るもの		264 F	円	
	従量料金 ㎡につき)							
(1	m(C) C	,							
水道メーター	口径	13	20	25	30	40	50	75	
使用料金	料金	198 円	330 円	363 円	550 円	660 円	2,640 円	3,740 円	

新水道料金表(案) 【料金改定率20%】の増加額および率と計算例

一般用

① 料金表 (基本料金:20m³/2か月)

(消費税10%込み)

口径	基本	増加額	増加率	従量	従量料金		増加率	口径	炉炉使用料金	増加額	増加率
口徑	料金	增加領	增加平	(1 m³)	当り)	増加額	增加平	13	198円	44円	28.6%
				21 m³∼	220円	33円	17.6%	20	330円	44円	15.4%
				40 m³	220 🗀	22	17.0%	25	363円	55円	17. 9%
13~75	3,685円	605円	19.6%	41 m³∼	264円	44円	20.0%	30	550円	110円	25.0%
13,~13	3,000円	005円	19.0%	80 m³	204円	44円	20.0%	40	660円	154円	30.4%
				80 m³	286円	44円	18, 2%	50	2,640円	440円	20.0%
				超~	200円	44円	10. 4%	75	3,740円	660円	21.4%

② 計算例(基本料金+従量料金+メーター使用料金)

(消費税10%込み)

п										
١	口径	20 m³/2だ	20 m³/2か月使用			い月使用		60㎡/2カン月使用		
	口住	水道料金	増加額	増加率	水道料金	増加額	増加率	水道料金	増加額	増加率
	13	3,883円	649円	20.1%	8, 283円	1,309円	18.8%	13, 563円	2, 189円	19.2%
l	20	4,015円	649円	19.3%	8, 415円	1,309円	18.4%	13,695円	2, 189円	19.0%
	25	4,048円	660円	19.5%	8,448円	1,320円	18.5%	13,728円	2,200円	19.1%
	30	4,235円	715円	20.3%	8, 635円	1,375円	18.9%	13, 915円	2,255円	19.3%
	40	4,345円	759円	21.2%	8,745円	1,419円	19.4%	14,025円	2,299円	19.6%
	50	6, 325円	1,045円	19.8%	10,725円	1,705円	18.9%	16,005円	2,585円	19.3%
	75	7,425円	1,265円	20.5%	11,825円	1,925円	19.4%	17, 105円	2,805円	19.6%
	備考	基本7			超過水	量20 m³		超過水	量40 m³	

③ 1か月20㎡当り水道料金(他水道事業体との比較に使用)

口径13:4,141円(増加額654円、増加率18.8%)

口径20:4,207円(増加額654円、増加率18.4%)

学校用

① 料金表(基本料金:40m³/2か月)

(消費税10%込み)

	(坐平行	<u> </u>	4217-717							(1月貝加工)	1/0KZ0//
口径	基本	増加額	増加率	従量	従量料金		増加率	口径	メーター使用料金	増加額	増加率
口住	料金	垣加領	垣加平	(1 m³	当り)	増加額	垣加平	13	198円	44円	28.6%
				40 m³	264円	44円	20. 00/	20	330円	44円	15.4%
				超~	204円	44円	20.0%	25	363円	55円	17. 9%
13~75	7, 392円	月 1,232円 20.0%				30	550円	110円	25.0%		
15,~15	7,392円	1, 232円	20.0%					40	660円	154円	30.4%
								50	2,640円	440円	20.0%
								75	3,740円	660円	21.4%

② 計算例(基本料金+従量料金+メーター使用料金)

(消費税10%込み)

口径	40 m³/27.	い月使用		60 m³/27	い月使用		80㎡/2か月使用		
口任	水道料金	増加額	増加率	水道料金	増加額	増加率	水道料金	増加額	増加率
13	7,590円	1,276円	20.2%	12,870円	2,156円	20.1%	18, 150円	3,036円	20.1%
20	7,722円	1,276円	19.8%	13,002円	2,156円	19.9%	18, 282円	3,036円	19.9%
25	7,755円	1,287円	19.9%	13,035円	2,167円	19.9%	18, 315円	3,047円	20.0%
30	7,942円	1,342円	20.3%	13, 222円	2,222円	20.2%	18,502円	3,102円	20.1%
40	8,052円	1,386円	20.8%	13, 332円	2,266円	20.5%	18,612円	3,146円	20.3%
50	10,032円	1,672円	20.0%	15,312円	2,552円	20.0%	20,592円	3,432円	20.0%
75	11, 132円	1,892円	20.5%	16,412円	2,772円	20.3%	21,692円	3,652円	20.2%
備考	基本元	k量内		超過水	量20㎡	·	超過水	量40 m³	

③ 1か月20㎡当り水道料金(他水道事業体との比較に使用)

口径13:3,795円(増加額638円、増加率20.2%)

口径20:3,861円(増加額638円、増加率19.8%)

2. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定の留意点について (意見)

当審議会において「小美玉市水道事業 経営健全化計画」(案)について審議を重ねてきましたが、令和元年の消費税増や昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民の生活は大変厳しい現状であることに配慮する必要があると考えます。また、将来の水道事業経営について留意点をとりまとめましたので、下記の意見を付して提出します。

記

(1) 今回の料金改定実施時期について

小美玉市水道事業の経営状況を踏まえると、令和4年度以降の早い段階に料金改定をすることは妥当と考えますが、新型コロナウイルス感染症の影響で先行きに不透明感が増していることから、水道利用者の理解や社会経済状況に配慮した料金改定時期を慎重に判断する必要があると考えます。

(2) 次回以降の水道料金改定について

水道料金の改定は、社会情勢や経営状況、求められる施設の更新規模を考慮し5年毎に水道料金の見直しを行うことが妥当と考えられています。しかし、水道利用者側からすれば「いつも水道料金を値上げしている」、「負担の増による家計の圧迫」など水道事業へのイメージ悪化が懸念されます。そのため、今回の水道料金改定後から10年間は改定しないために、更なる経営合理化に努めることを求めます。ただし、予測できなかった事業計画の変更や物価の変動により財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化や料金負担の公平性の見地から、適時適切な料金改定の検討を求めます。

(3) 次回以降の検針と請求について

小美玉市水道事業では、水道料金の検針および請求を隔月としていますので請求月の出費は少なくありません。次回の水道料金改定時には、水道利用者への負担が更に増えることから、隔月の検針と毎月の請求による水道料金支払い時の負担軽減を目的とした検討をする必要があると考えます。

その際は、請求を隔月から毎月にすることは水道事業経営のコスト増になり、水道 料金改定額に影響があることを水道利用者に理解してもらうことが不可欠です。

小美玉市水道事業 経営健全化計画策定までの経過

1. 小美玉市水道事業水道ビジョン・経営戦略策定

(小美玉市水道事業 経営健全化計画策定を要望することになった計画)

・実施期間	平成 30 年 11 月 20 日 ~ 令和 2 年 3 月 25 日
	・計画期間
 ・計画内容	2020年度(令和2年度)~2029年度(令和11年度)の10年間
山岡1.14	・小美玉市水道事業水道ビジョン
	水道施設事業や事業経営の将来像(理想像)を定め,実現す
	るための基本方針および実現方策を検討
	・小美玉市水道事業経営戦略
	水道ビジョンの将来像(理想像)を実現し,安定的に事業を
	継続するため投資と財政計画を検討
	この答申書のなかで、財源確保の検討を要望している。

2. 小美玉市水道事業審議会審議

(小美玉市水道事業 経営健全化策定の経過)

		The State of the S
口	開催年月日	審議内容
第1回	令和2年	1. 島田市長より小美玉市水道事業の運営に関する重要事
	11月25日	項について水道事業審議会へ諮問
		2. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定について
		(経営健全化計画策定の目的,水道事業の規制,水道料金
		の仕組み、適正な料金水準の算定)
		3. 茨城県内の水道料金について
		(本事業の水道料金体系, 県内の料金体系及び水道料金の 比較, 類似団体との比較)
第2回	令和3年	1. 主な水源別の料金比較について
	4月27日	(ダム,受水,表流水,地下水別の水道料金比較)
		2. 水道料金改定について
		(財政シミュレーションとして,改定率40%,30%,20% の検討結果)
第3回	令和3年	1. 審議会での意見及び質問に対する回答
	7月19日	(改定率25%の追加,段階的な水道料金の改定について改 定時期を修正)
		2. 検針と請求について
		(隔月の検針と請求、毎月の検針と請求等を比較)
第4回	令和3年	1. 「小美玉市水道事業の運営に関する重要事項について
	10月18日	(諮問)」に対する答申(案)について
令和3年	10月25日	白井会長・松本副会長より島田市長へ答申

○小美玉市水道事業審議会条例

平成18年3月27日 条例第148号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき,小美 玉市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市水道事業の運営に関し必要な調査 及び審議を行いこれを答申するものとする。

(組織及び委員の委嘱)

- 第3条 審議会の委員は、12人をもって組織し次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 水道使用者 6 人
 - (2) 市議会議員 4 人
 - (3) 識見を有する者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。委員の再任はこれを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の出席で成立するものとする。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の 決するところによる。

(事務)

第7条 審議会の事務は、水道局で行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月27日 水道事業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、小美玉市水道事業審議会条例(平成18年小美玉市条例第148号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

- 第2条 会長は、市長から諮問があったとき又は委員の半数以上から調査及び審議 すべき事件を示して招集の請求があったときは、速やかに審議会を招集しなけれ ばならない。
- 2 会長は、審議会を招集するとき市長に通知しなければならない。
- 3 条例施行後初の審議会及び会長、副会長が同時に欠けたときは、市長が招集するものとする。

(臨時会長)

第3条 条例施行後初の審議会及び会長、副会長が同時に欠けたときの会務は、会長、副会長が互選されるまでの間年長の委員がその職務を行うものとする。

(市長等の出席)

第4条 会長は、必要に応じて、市長以下関係職員の出席を求め意見を聴取することができるものとする。

(答申等)

第5条 会長は,第2条第1項の規定により審議会を招集したときは,市長にその 結果について速やかに答申又は報告するものとする。

(議事録)

- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成し会長の指名した2人の委員がこれに署名しなければならない。
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとす
 - る。(1)会議の日時及び場所
 - (2) 出席及び欠席委員の氏名並びに出席職員等の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要事項

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

小美玉市水道事業審議会委員名簿

	氏 名	区分	備考
1	柴 田 千 青	水道使用者	
2	日下 玲子	水道使用者	
3	近藤貞夫	水道使用者	
4	篠原祐一	水道使用者	令和3年7月から
5	松本 栄子	水道使用者	副会長
6	皆 藤 和 子	水道使用者	
7	笹 目 雄 一	市議会議員	
8	石 井 旭	市議会議員	
9	市村 文男	市議会議員	
10	島 田 清一郎	市議会議員	
11	本 田 理	識見を有する者	
12	白 井 福 夫	識見を有する者	会 長

(任期途中の前委員)

柳 田 一 夫 水道使用者 令和3年3月まで

小美玉水道第194号 令和2年11月25日

小美玉市水道事業審議会 会長 様

小美玉市水道事業 小美玉市長 島田 穣 中長之印 水道事業専用

小美玉市水道事業の運営に関する重要事項について (諮問)

小美玉市水道事業審議会条例(平成 18 年 3 月 27 日条例第 148 号)第 2 条の 規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

1. 小美玉市水道事業 経営健全化計画策定について